

第 43 回関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会 大会宿泊プラン・弁当手配等のご案内(バレーボール)【栃木県】

【ご挨拶】

この度、栃木県宇都宮市にて「第 43 回関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会」が開催されますことを、心よりお祝い申し上げます。

本大会開催にあたり、宿泊および弁当のお手配を「近畿日本ツーリスト株式会社宇都宮支店」にてお手伝いさせていただくことになりました。つきましては、下記の通りご案内をさせていただきますので、ご確認のうえお申込みをお願い申し上げます。

近畿日本ツーリスト株式会社
宇都宮支店長 澤村 一成

1 総則

『第 43 回関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会』の宿泊・弁当の確保に万全を期すことを目的とし、次のように定めます。

- (1) この要項の適用対象者は、第 43 回関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会に参加する選手、監督・コーチ、役員(視察員含む)とします。引率者(保護者)の方のお申込みについては、別途ご相談ください。
- (2) 第 43 回関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会の宿泊・弁当の取扱い「近畿日本ツーリスト株式会社宇都宮支店」(以下「当社」という)が行います。

2 宿泊プランのご案内 募集型企画旅行契約

1. 宿泊について

- (1) 宿泊設定日:2024 年 7 月 26 日(金)・7 月 27 日(土) 宿泊
- (2) 本大会では、最寄りから大会会場までの専用シャトルバス等の運行はございません。また各宿舎から大会会場までの送迎バスもございませんので、予めご了承ください。また、各宿舎において貸切バスや自家用車の駐車場が必要になる場合は、申込み時に選択ください。(駐車場手配を確約するものではありません。)
- (3) 添乗員は同行いたしません。当日は各自チェックインをお願いいたします。

2. 宿泊手配および配宿について

- (1) 申込内容を確認した後、当社にて配宿し、7 月 19 日(金)までに回答させていただきます。
※宿泊は、近畿日本ツーリスト株式会社宇都宮支店が旅行企画・実施する『募集型企画旅行』契約となります。お申込みにあたっては旅行条件書を必ずご参照ください。
- (2) 配宿は申込みの希望を考慮しながら、宿泊人数等によって宿泊施設を決定いたします。(宿につきましては、当社に一任とさせていただきます。)
- (3) 各宿舎の収容人員が満員に達した場合は、あらためてリスト外の宿泊施設を含んだ説明書面をご案内いたしますので、ご確認のうえお申込みを受付いたします。
- (4) 各宿舎の確保数には限りがございますので、お部屋タイプおよび宿舎の収容人員が満員に達した場合は、やむを得ずご希望以外への配宿を行う場合がございます。予めご了承ください。
- (5) 決定した宿舎のご案内については、予約確認書をお申込みのメールアドレスに送付させていただく予定です。
- (6) チェックインは原則 15:00 以降、チェックアウトは 10:00 までを原則とします。それ以外の時間によっては、追加料金が発生する場合があります。
- (7) できる限り禁煙部屋での配宿をいたしますが、禁煙部屋に限りがあり、一部では消臭対応とさせていただく場合がございます。その場合は配宿決定時にあわせて通知いたします。(申込時に禁煙・喫煙の希望は承れません。)
- (8) 申込み時に利用交通機関をご記入ください。宿舎によって別途駐車料金が発生する場合がございます。(貸切バス、自家用車をご利用の場合、宿舎内または近隣駐車場のご用意がない場合がございます。)
別途発生した駐車料金につきましては、各宿舎に直接お支払いください。
- (9) 指定された食事条件においてその食事が不要になった場合も返金はできません。(権利放棄扱いとなります。)
- (10) お飲み物代などの個人的性格の費用は各自宿舎にて直接お支払いください。
- (11) 大人、小学生同額となります。未就学児の宿泊が必要な場合は、別途ご相談ください。
- (12) アメニティ・備品に関しては各宿舎により異なります。最終案内にてご確認いただくか、各宿舎へお問合せください。

【申込区分・宿泊施設名・食事条件・ご旅行代金】（下記は全て、お一人様1泊あたりの旅行代金です。）

申込区分	宿泊施設名	1泊2食付		1泊食事なし		会場からのアクセス		
		洋室 シングル バス・トイレ付	洋室 ツイン バス・トイレ付	洋室 シングル バス・トイレ付	洋室 ツイン バス・トイレ付	日環アリーナ 栃木	TKC いちごア リーナ (鹿沼市)	栃木県立県南 体育館 (小山市)
A	チサンホテル宇都宮	14,000 円	—	—	—	車で約 17 分	車で約 27 分	車で約 55 分
	ホテルニューイタヤ	—	12,500 円	—	—	車で約 25 分	車で約 26 分	車で約 57 分
B	ホテルルートイン宇都宮御幸町 —国道4号—	—	—	10,500 円	10,000 円	車で約 25 分	車で約 30 分	車で約 55 分
	東横INN ホスピタルイン獨協医 科大学	—	—			車で約 15 分	車で約 12 分	車で約 35 分
	ユニゾインエクスプレス宇都宮	—	—			車で約 17 分	車で約 30 分	車で約 55 分
C	小山グランドホテル	13,000 円	12,000 円	—	—	車で約 50 分	車で約 37 分	車で約 3 分
	小山パレスホテル			—	—	車で約 48 分	車で約 40 分	車で約 6 分
D	エクセルイン小山	—	—	9,000 円	—	車で約 45 分	車で約 40 分	車で約 8 分
	ホテルルートイン小山	—	—		—	車で約 40 分	車で約 45 分	車で約 10 分

- ※最少催行人員 1 名
- ※大会会場にはKNT案内デスクを設置し、スタッフが駐在します。(大会開催時間内)
- ※2泊以上をお申込みの場合には、泊数に応じた旅行代金が必要となります。
- ※ご旅行代金に含まれるもの:宿泊費(条件通りの食事)、消費税等諸税
- ご旅行代金に含まれないもの:上記以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1)個人的性格の費用:クリーニング代、電話代等 (2)傷害・疾病に関する医療費 (3)任意の旅行傷害保険 など
- ※未就学児を含む子供代金の設定はありません。上記、旅行代金と同額となります。
- ※他申込者との相部屋の設定はございません。
- ※「ホテルルートイン宇都宮御幸町—国道4号—」「東横 INN ホスピタルイン獨協医科大学」「エクセルイン小山」「ホテルルートイン小山」はホテルより無料で朝食が提供されます。
- ※夕食設定がない施設もございます。夕食を希望の場合は、近隣の食事施設でご利用いただけるジェフグルメカード(1枚 500円)を別途ご案内することも可能です。(別途料金が発生します。)※旅行契約ではございません。
- ジェフグルメカードは、全国約 35,000 店舗でご利用いただける全国共通お食事券です。利用できる店舗などの詳細は公式ホームページをご確認ください。HP:<https://www.jfcard.co.jp/>
- ※乗用車及びバスの駐車は別途、駐車料金が発生する場合がございます。駐車場の確保が必要な場合は、申込み時にご選択ください。(ただし予約を確約するものではありません。)駐車料金が発生する場合は、直接各宿舎へ直接お支払いください。
- ※その他条件は、当社の募集型企画旅行約款によります。

■日程表

スケジュール	行程	
	1 日目	宿泊ホテル(泊) ※各自チェックインください
	2 日目	宿泊ホテル(発) ※各自チェックアウトください

- 上記は 1 泊あたりの日程表となります。ご希望に応じて 2 泊までお受けいたします。
- 【食事回数】1 泊 2 食付・・・朝 1 回、夕 1 回／1 泊朝食付・・・朝 1 回／1 泊食事なし・・・食事なし
- ※1泊につき上記回数の食事が付きます。

3 昼食弁当の申込みについて ※弁当は旅行契約に該当しません

- (1) 弁当手配設定期間:2024 年 7 月 27 日(土)・7 月 28 日(日)の 2 日間
- (2) 弁当は 900 円(お茶付・税込)の 1 種類です。(7 月 27 日(土)と 7 月 28 日(日)の弁当内容は異なります。)
- (3) 大会期間中は、新規のお申込みは受付しません。また、当日販売も行いませんので事前にお申込みください。
- (4) 大会期間中の個数の変更、追加、取消は、以下のいずれかの方法で承ります。ただし、前日の 12:00 までにお申し出ください。
- A:各競技会場内に設置される KNT 案内デスクへ直接申し出る
- B:KNT 大会事務局(当日連絡先携帯)へ電話で申し出る
- (5) 弁当の配布は各競技会場内 KNT 案内デスク弁当引換所にて、11:00～13:00 の間に行います。配布時間等は、また弁当の

空箱は回収いたしますので、当日 15:00 までに KNT 案内デスク弁当引換所へお持ち下さい。

- (6) アレルギーにより配慮が必要な場合は、申込時にお申し出ください。当日の対応は出来かねます。
- (7) 別途、当社の取扱料金はかかりません。
- (8) 季節柄、お弁当受け取り後は必ず 30 分以内にお召し上がりください。炎天下での保管はされないようお願いいたします。また、食中毒防止のため、配布時間内に受け取りに来られない場合は、破棄させていただきます。(返金はありません。)

4 変更・取消について

お客様のご都合により取消又は変更される場合、所定の手続きにより項目毎お一人様につき下記の取消料を申し受けます。

【宿泊の取消料】

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって		旅行開始日の前日	旅行開始日の当日 (旅行開始前)	旅行開始後または 無連絡不参加
	20 日目～8 日目 までの取消	7 日目～2 日目 までの取消			
取消料	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

※宿泊の取消料については 1 泊目から起算します。旅行開始後、2 泊目以降の取消料は旅行代金の 100%となります。

※お客様が、宿泊当日の 18 時までに連絡なく宿泊されなかった場合、無連絡不参加として扱わせていただきます。

(この場合、旅行代金の返金はありません。)

【弁当の取消料 ※弁当は旅行契約に該当しません】

取消日	利用日前日の 12:00 まで	利用日前日の 12:00 以降～当日
取消料	無料	100%

※営業時間外の申し出は、翌営業日の取扱いとなります。

5 お申込み方法

- (1) 出場が決定次第、下記専用申込サイトにて必要事項を入力の上お申込み下さい。
- (2) 電話等での口頭による申込み・変更・取消は受付いたしません。専用サイト上の「問合せフォーム」にてお申し出ください。
- (3) マイページが作成されませんので、申込み時に控えを残しておいて下さい。申込み内容を確認したい場合は、「問合せフォーム」にてお問合せください。
- (4) 配宿は先着順ではございません。申込み期間内にお申込みをお願いいたします。
- (5) お客様との旅行契約の成立時期は、ご旅行代金お支払いが完了した時点となります。
- (6) 配宿には一定のお時間をいただき、7 月 19 日(金)を目途に申込みメールアドレスにて回答予定です。
- (7) 専用申込サイトでの申込みとあわせて「宿泊者名簿」のアップロードをお願いいたします。
- (8) 申込み締切日以降に変更・取消が生じた場合は、
- (9) 宿泊当日以降に宿泊人数を変更・取消される場合は、大会会場に設置している KNT 案内デスクまたは当日連絡先携帯へご連絡ください。

お申込み締切日・・・令和 6 年 7 月 12 日(金)

※出場が決定次第、速やかにお申込みください。

【 Web 専用申込サイト URL 】 https://bit.ly/kanto_81726



6 各種予約確認書の送付・費用のお支払い・お問合せについて

- (1) 2024 年 7 月 24 日(水)頃までに、申込み責任者宛てに「最終確認書」「ホテル案内」をメールで送付いたします。
- (2) お支払いはクレジットカードまたは銀行振込を申込み時に選択ができます。銀行振込時に発生する振込手数料はお客様自身にてご負担ください。
- (3) お支払い後に変更や取消により返金が生じた場合は、大会終了後にご返金いたします。(クレジットカード払いの場合は決済されたクレジットカードへご返金、銀行振込の場合は指定口座をお伺いし口座へ返金いたします。)
なお、その場合の返金手続きには場合により 2 週間～1 ヶ月程度要しますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 領収書の発行をご希望の場合は、申込時にご依頼ください。電子領収書を申込みメールアドレスへ送付いたします。領収書の金額を分けて発行することは可能ですが、申込内容と異なる表記、金額欄を空欄、上様や宛名を空欄とする領収書の発行はできませんのでご了承ください。

- (5) その他、ご不明な点は専用申込みサイト内の「問合せフォーム」にてお問合せください。なお、大会期間中につきましては大会会場に設置するKNT案内デスクにて対応いたします。
- (6) 旅行条件書、旅行業約款、個人情報保護方針等は当社ホームページにてご確認ください。

【旅行企画・実施・お申込・お問合せ】

観光庁長官登録旅行業第 2053 号

近畿日本ツーリスト株式会社 宇都宮支店

第 43 回関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会サポート事務局

〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り 1-4-22 MSC 第 2 ビル 6 階

TEL:03-6863-2507 FAX:03-6863-2510

メールアドレス:tochigi-taikai@ech.co.jp



一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員



旅行業公正取引
協議会 会員

営業日・営業時間:10:00～17:00(月～金)／土・日・祝日は休業)

※休業日・営業時間外の取消・変更のお申出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者:澤村 一成

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

ご旅行条件書（国内旅行）

■お申し込み

- (1) 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。当社が定める所定の期日までに参加申込金を所定の口座にお振込みください。
- ＊申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）

■ウェイトिंगの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウェイトिंग登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウェイトिंग登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウェイトिंग登録」は予約の完了を保証するものではありません。

■申込条件

- (1) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる場合があります。（旅行契約成立後にこれら の状態になった場合も直ちに申し出てください。）あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺し、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (2) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客さまからの申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (3) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）
- (4) 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- (5) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
- ① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- ② 通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ③ 通信契約は、当社らが契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとなります。
- ④ 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。
- (6) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
- ① 他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
- ② お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。
- ③ お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ④ お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (7) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①入部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により超常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- (2) 複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）から8日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から2日目までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- ① 当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
- ② 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例示）

- ① 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。
- ② 旅行代金が増額された場合。
- ③ 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例示）

- ① お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行は3日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ② 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- ③ 申込条件の不適合
- ④ 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
- ⑤ お客様が■申込条件⑥①から④のいずれかに該当することが判明したとき

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行わない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交臂

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

■個人情報の取扱いについて

※ E U在住の方はお問い合わせください。

イ、当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報を、電子的方法等で免税店等の事業者に提供いたします。

お申込みいただいた際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

ロ、当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報、お客様に傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

ハ、当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。また、当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

二、上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧になれます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。